

令和2年3月19日
自動車局審査・リコール課**「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！**

～ 運転支援システムの機能の限界と過信の危険性を啓発するビデオを作成・公表しました ～

近年、「運転支援システム」を搭載した自動車が普及していますが、これらのシステムには機能の限界があり、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては作動しません。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 「運転支援システム」とは

ドライバーの適切な周辺監視の下、高速道路等において、速度や前走車との車間距離を自動制御する装置（全車速追従クルーズコントロール）、車線の中央付近を走行するよう自動制御する装置（車線維持支援装置）等です。適切に使用すれば、運転者の負担を軽減します。

**2. 「運転支援システム」の機能の限界**

運転支援システムには**機能の限界があり**、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては、作動しない（または使用中に突然機能が停止する）ことがあります（別紙参照）。

その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者にあります。

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 運転支援システムは、システムが周辺監視や全ての運転操作を行う「自動運転」ではなく、あくまでも、アシスト機能です。
- 運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を正しく理解して、使用してください。（ビデオにあるとおり、**過信していると、突然機能が停止した場合等に、衝突を回避できません。**）

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://youtu.be/cRJkvg13eSA>



問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井

代表：03-5253-8111（内線）42352

直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

1. 運転支援システムが作動しない状況の例（過信すると、事故が生じやすい例）

- ・ **クルマの急な割り込み**
- ・ **車線の白線が障害物や雪等で見えない場合**
- ・ **雨・雪・霧などの悪天候**



急な割り込み(全車速追従クルーズコントロール使用中)



白線を検知できない場合(車線維持支援装置使用中)

※ 運転支援システムは、車両に搭載されたカメラやレーダー等で周辺を監視することにより制御を行います。このため、カメラ等が適切に作動しない条件(悪天候、目標となる白線が隠れている、死角から急に割り込まれる等)では、システムが周辺の状況を正しく認識できず、制御を続けることが困難となり、突然制御が停止することや、不適切な制御を行うことがあります。

2. 運転支援システムの機能を誤解している例（大変危険です！道路交通法違反となります。）

- ・ 運転支援システム作動中における以下のような行為は、大変危険であり、道路交通法違反となります。



ナビ画面の注視



携帯電話の操作

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 自動車メーカーでは、運転支援システムを高速道・自動車専用道で使用することを推奨しています。一般道では、思わぬ事故につながる可能性がありますので使用しないでください。
- 運転支援システムには機能の限界があり、故障していなくても、条件によっては、作動しないことや、使用中に突然機能が停止することがあります。その結果、衝突に至った場合でも、**安全運転の責任は運転者**。
- 運転支援システムはあくまでもアシスト機能です。運転者は、運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を把握して、適切に使用してください。